

## 第 2 編 開発行為に伴う流出増に係る指導要綱

## 開発行為に伴う流出増対策に係る指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、開発行為に伴う流出増対策について必要な事項を定めることにより、災害の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、島根県土地利用対策要綱第2条及び公共事業等に関する連絡調整要綱第2条に定めるところによる。

- (1) 開発事業、開発事業者
- (2) 公共団体等、公共事業等
- (3) 開発行為、開発区域

### (対象事業)

第3条 対象となる事業は、島根県土地利用対策要綱第2条第1号及び公共事業等に関する連絡調整要綱第2条第2号に規定する事業で、開発行為により下流において浸水等による災害が発生するおそれがある事業とする。ただし、開発行為の下流に知事の管理する河川がない場合は対象としないが、関係の河川管理者と調整すること。

### (技術基準)

第4条 開発行為に伴う流出増対策に係る洪水調節池についての技術基準は、「開発行為に伴う流出増対策に係る洪水調節池等設置に関する技術基準」によるものとする。

### (維持管理)

第5条 開発行為に伴う流出増対策として設置した調節池の維持管理は、原則として市町村長が行うものとする。

- 2 前項によりがたい場合は、市町村長と開発事業者は、調節池の維持管理に関する協定を締結の上、市町村の指導監督下において、開発事業者が調整池の維持管理を行う。

### (承認と申請手続き)

第6条 開発事業者あるいは公共団体等(以下「開発事業者等」という。)は、開発行為を行おうとするときは、当該事業計画について河川管理者の承認を得なければならない。

- 2 開発事業者等は、次に掲げる図書を当該開発区域を所管する土木建築事務所長

又は土木事務所長、隠岐支庁にあっては土木建築局長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- ( 1 ) 事業概要、流域の現況、洪水の調節計画等を記述した図書
- ( 2 ) 開発区域及びその周辺の地域の現況を明らかにした図面
- ( 3 ) 開発後の利用計画、排水計画等を明らかにした図面
- ( 4 ) その他、知事が必要と認める図書

3 所長は、前項に規定する図書を受理したときは、速やかに当該事業計画について検討し、当該事業に係る意見書を添付して、知事に協議のうえ開発事業者等に回答するものとする。

ただし、開発区域の面積が5ヘクタール未満の開発事業については、所長が承認するかどうかを決定するものとする。

4 知事は、関係所長から協議を受けたときは、速やかに当該事業計画について検討し、承認するかどうかを回答するものとする。